

# 奈良東山中「新西国三十三所」と村落間結合

島津俊之

- I. はじめに
- II. 「新西国三十三所」の復原
  - (1) 史料の性格
  - (2) 札所位置の同定
  - (3) 「新西国」の存立期間
- III. 「新西国三十三所」と村落間結合
  - (1) 巡礼地設立の主体
  - (2) 巡礼地の領域と村落間結合
  - (3) 村落間結合の歴史的背景
- IV. おわりに

## I. はじめに

西国三十三所霊場や四国八十八所霊場を模した、いわゆる地方霊場（新西国・新四国など）は、近世期に数多く成立したといわれている。その規模は、たとえば新西国の場合、数カ村から数カ国におよぶものまで広狭さまざまであった<sup>1)</sup>。

こうした地方霊場は、モデルとなった霊場と同様に、複数の聖地（札所）とその間を結ぶ巡礼路から構成される。この札所と巡礼路で構成される霊場一般を、田中智彦<sup>2)</sup> にならって「巡礼地」とよぶことにする。換言すれば、本稿では巡礼地を、複数の札所と巡礼路からなる空間体系 Spatial System と理解することから始める。

さて、人文地理学における巡礼地研究は、これまでにもいくつかの視角からなされてきた。田中智彦は一連の研究<sup>3)</sup> で、近世期の西国三十三所（本西国）の巡礼路を復原し、東国人の巡

礼行動との関わりについて考察している。小田匡保<sup>4)</sup> は、本四国と新四国の関係に焦点をあてた。また田中博は、本四国の各札所に共通する特徴的景観と、それに関連する儀礼行動に注目し<sup>5)</sup>、さらに巡礼地の時間的進化について論じている<sup>6)</sup>。

本稿で対象とする「新西国三十三所」は、近世末期の大和高原北部（東山中、図1）に設立された、いわゆる「地域的巡礼地」<sup>7)</sup> である。その領域は数カ村にわたっており、現在の奈良市下狭川町、西狭川町、狭川東町、狭川両町、北村町、南ノ庄町、須川町におよんでいた（図3参照）。そして、これらの村々の結びつき（村落間結合）から生じた広域的社会集団が、「新西国」の設立に深く関与していた。

本稿の研究視角は、「新西国」のそうした特性をも反映して、前述の諸研究とはやや異なったものとなる。すなわち筆者は、巡礼地を、設立主体である社会集団との関わりにおいて考察したい。地域的巡礼地の設立者としては、僧侶や篤信者、政治権力などがあげられるが、その設立には、関係寺院や地元民衆の集団としての協力が不可欠であった<sup>8)</sup>。この点から、巡礼地＝空間体系と設立主体＝社会集団との関わりの問題を、筆者の理論的関心である社会・空間関係の問題系のなかに位置づけることができる。この問題系は、社会範疇と空間範疇を概念的に区別することにより、両者の相互作用に関心を向けるものである。

ここでの具体的課題は、「新西国三十三所」がいかなる社会集団によって設立され、その範

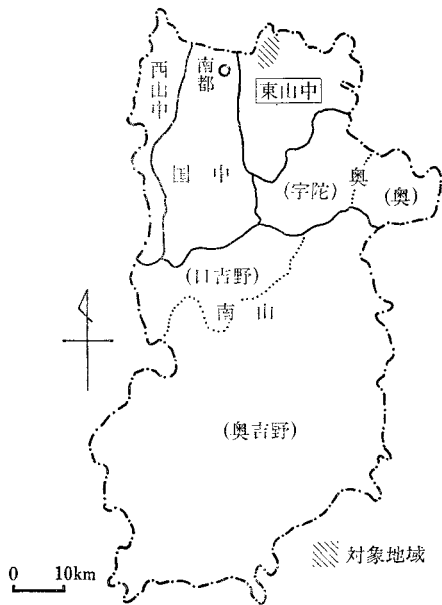


図1 近世大和国区分図

藤田佳久「地域区分と地域像」(奈良県史編集委員会編『奈良県史 第1巻 地理—地域史・景観』名著出版, 1985), 45頁の第I—3図を一部改変。

域がどのような社会的・歴史的背景のもとで形づくられたかを解明することである。こうした課題設定は、筆者の理論的関心に基づく一方で、課題を設定するに足る事例を見出しえたため可能となったものに他ならない。

東山中の「新西国三十三所」は、II章3節で述べるように、明治初期の時点で消滅した巡礼地である。したがって、上述の課題に答えるためには、巡礼地のできる限り正確な復原が前提となるのはいうまでもない。近世大和国では、新西国だけでもすでに4例の存在が確認されている<sup>9)</sup>。本稿における「新西国三十三所」の復原は、このリストに新たな事例をつけ加えることにもなる。

具体的な論述の手順は、以下の通りである。まず「新西国」の復原を行ない、その存立期間について議論する。次に、巡礼地設立の主体(社会集団)を明らかにし、巡礼地の領域を型どった村落間結合について述べる。そして、村

落間結合の歴史的背景について、若干の見通しを述べることにする。

## II. 「新西国三十三所」の復原

### (1) 史料の性格

「新西国三十三所」の存在を直接に示す史料は、管見の限り、札所名と札所番号(札番)が書かれた扁額(御詠歌額)のみである。前述の大和の新西国4例のうち、「大和国三十三所」の復原には、「御詠歌集」なる文書が史料として利用されている<sup>10)</sup>。しかし、東山中の「新西国」では、こうした文書史料は今のところ見出せない。

扁額の一例を、史料1に示す。扁額の中板にみられる観音圖像の右上に、「新西国第四番和泉横尾寺」とあるが、これは本西国の札番・札所名を記したものである。その下に、本西国の



史料1 「新西国三十三所」の扁額

光明寺所蔵(奈良市教育委員会『奈良市絵画調査報告書(その一)』, 1987, 53頁より転載)

札番に対応する東山中「新西国」の札所名が記される。さらに左横に、「新西国」における次の札所名が記されている。したがって、1枚の扁額から2カ所の札所名・札番が判明することになる。

この扁額が、かつては33カ所の札所施設に、それぞれ掲げられていたと思われる。これまでに、25枚の扁額の所在が確認できた。所在地別にみると、光明寺（狭川両町）4枚、(現)中墓寺（下狭川町）5枚、九頭神社（下狭川町・西狭川町）3枚、ジョーセン地蔵（西狭川町）2枚、両町公民館2枚、南庄公民館および上手行者堂各1枚、(現)神宮寺（須川町）7枚となる（表1参照）。扁額のこうした現存分布状況は、札所施設が明治初年の廃仏毀釈で統廃合されたこと（Ⅱ章3節参照）を反映したものである。

なお、これらの扁額は、大きさや型式がほぼ同一である。そしてこれらの大半は、後述のように、文久3（1863）年の銘と「兩邑（村）觀

音講」の銘を有している<sup>11)</sup>。また、製作時に他の扁額と区別するためにか、扁額裏面の外枠と中板のそれぞれ上部に当該の札番を記したものが10例みられる。こうしたことから、「新西国」の扁額の大部分は、同一個所で統一的に製作された可能性が高いといえよう。

(2) 札所位置の同定（図2）

巡礼地体系の復原には、前章の定義からして、札所位置および巡礼路の同定が本来不可欠である。しかし「新西国」の場合、巡礼路の同定は今のところ不可能といってよい。札所間を結ぶ道が巡礼路となったことは推測できても、どの道が制度的に巡礼路とされたのか、扁額史料からは読み取れないのである。それゆえ、ここでの復原作業は、札所位置の同定にとどまることになる。

さて、前述のように、1枚の扁額から2カ所の札所名・札番が明らかになる。これまでに、25枚の扁額から30カ所の札所名が判明した（表

表1 「新西国三十三所」の札所一覧

札番	札所名 <sup>1)</sup>	扁額施主銘 <sup>2),3)</sup>	扁額所在地	札番	札所名	扁額施主銘	扁額所在地
1	二階堂	諸方他力	光明寺	18	龍王寺	□二	ジョーセン地蔵
2	吉水寺	——	——	19	薬師堂	□二	ジョーセン地蔵
3	——	——	——	20	光明寺	光明寺現住戒淨	光明寺
4	中夢寺	岡田新八	光明寺	21	北之坊	當尾下手(北下手村)	両町公民館
5	子安堂	坂原 新屋喜八良	光明寺			弥七良	
6	西念寺	大西儀平次	(現)中墓寺	22	吉祥寺	(中ノ川村)植弥三郎	両町公民館
7	八王寺	——	——	23	淨福寺	——	——
8	勝福寺	奥谷重三良	(現)中墓寺	24	(大師堂)	——	——
9	薬師堂	大屋久藏	(現)中墓寺	25	小田原寺	辻上善四良	南庄公民館
10	會所	實門寄附	(現)中墓寺	26	行者堂	□二	上手行者堂
11	立見寺	——	——	27	羽林寺	宮狹淨運	(現)神宮寺
12	(安養寺)	——	——	28	大師堂	大平尾 西久保弥三良	(現)神宮寺
13	大念寺	佐莖重太良	(現)中墓寺	29	神宮寺	寺上嘉三良	(現)神宮寺
14	田邊之森	大畑 楠原佐仲	九頭神社	30	妙蓮寺	添下郡南新村 紺屋彦七	(現)神宮寺
15	神宮寺	隆法寄附 南都布善兵衛	九頭神社	31	丸尾寺	佐野新治郎自力	(現)神宮寺
16	拜殿	佐野玄之進	九頭神社	32	行者堂	松岡玄覺	(現)神宮寺
17	瘡地蔵	——	——	33	薬師寺	諸方他力	(現)神宮寺

注 1) カッコ内は推定

2) 下線部は村名

3) カッコ内は扁額裏面に記されたもの

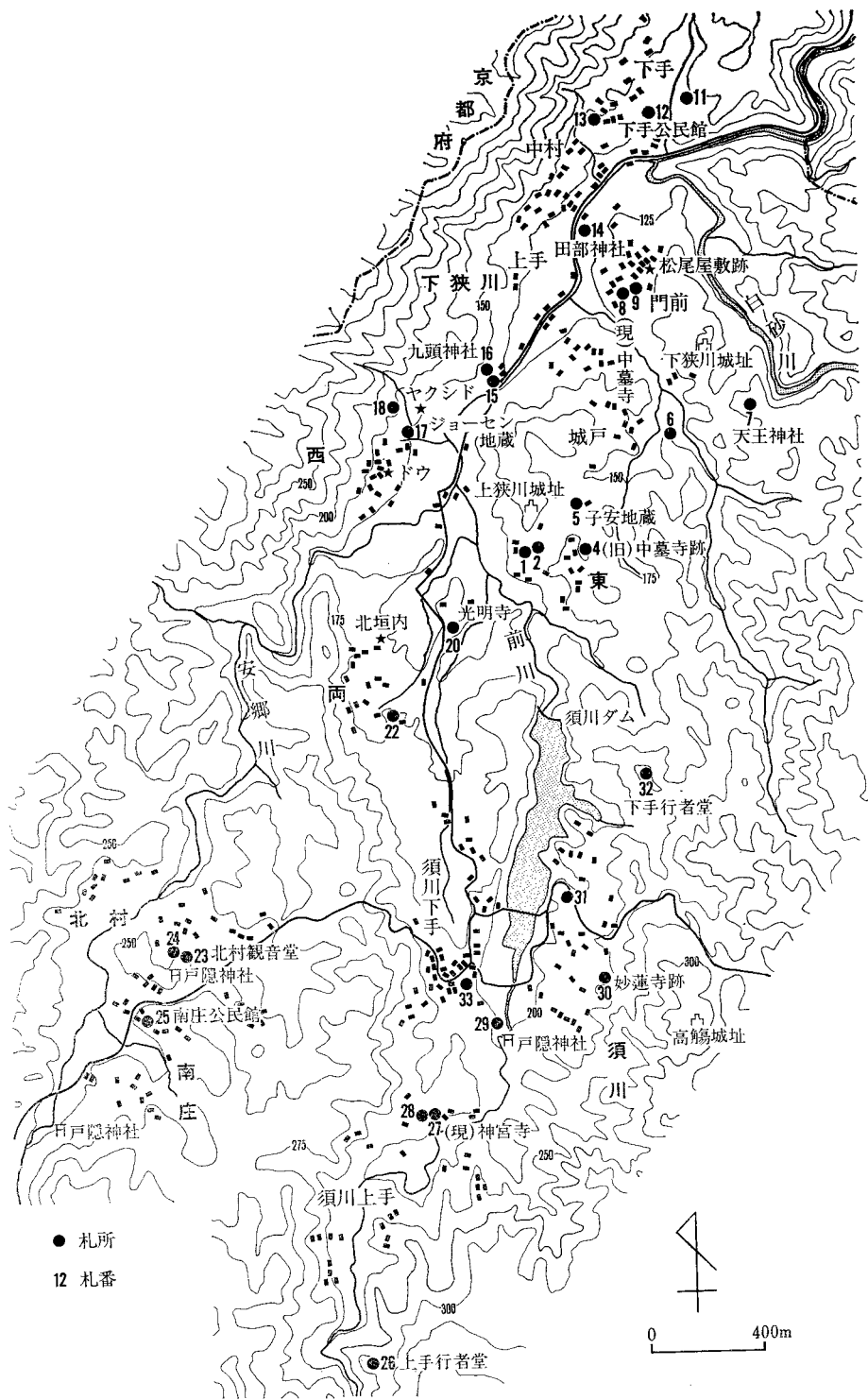


図2 「新西国三十三所」の札所配置

1)。

このうち現存するのは、5番子安堂、7番八王寺、9番薬師堂、14番田邊之森、16番拜殿、17番瘡地藏、20番光明寺、26番(須川上手)行者堂、28番大師堂、32番行者堂である。7番八王寺は、前後の札所との位置関係からみて、門前村と城戸村で祀られた天王(八王子)神社<sup>12)</sup>に比定できる。16番拜殿は、狭川郷八ヶ村(Ⅲ章2節参照)の氏神九頭神社の拜殿に比定しうる。また17番瘡地藏は、「濕疹ヲ治スル」<sup>13)</sup>とされた、西村のジョーセン地藏(クサ地藏)のことと考えられる。

2番吉水寺、22番吉祥寺、23番浄福寺、25番小田原寺、33番薬師寺は、明治初年の寺院統廃合まで、それぞれ東町公民館、両町公民館、北村観音堂(公民館)、南庄公民館、東里公民館の前身として存在した<sup>14)</sup>。1番二階堂は、寛政10(1798)年の「吉水寺由緒書」<sup>15)</sup>に、「和州添上郡狭川庄 吉水寺 俗ニ二階堂ト申候」とあることから、2番吉水寺の堂宇と考えられる<sup>16)</sup>。8番勝福寺は、寺院統廃合以前は(現)中墓寺境内を寺域とし、同じく27番羽林寺も、(現)神宮寺の位置にあった(次節参照)。15番神宮寺は、九頭神社の社僧坊で、2番吉水寺の末寺であった薬師寺<sup>17)</sup>に比定しうる。また、29番神宮寺は、須川村の氏神戸隠神社に付属していた(旧)神宮寺<sup>18)</sup>のことであろう。

そのほか、4番中夢寺は、統廃合まで東村にあった(旧)中墓寺<sup>19)</sup>のことと思われる<sup>20)</sup>。6番西念寺は城戸村の、11番立見寺と13番大念寺は下手村の寺であり、18番龍王寺は西村の寺であった<sup>21)</sup>。また、30番妙蓮寺と31番丸尾寺は須川下手の寺であった<sup>22)</sup>。

残り3カ所(10番、19番、21番)の位置は、やや同定が困難である。10番會所は、前後の札所の位置からみて、門前村の會所のことと思われる。しかし、大正10(1921)年の『狭川村是』<sup>23)</sup>には、「但シ門垣内(門前)……ニハ會所ノ設備ナン(カッコ内筆者)」とある。ただ、聞き取りによると、門前の公民館が以前あった場所は、勝福寺ゆかりの僧侶松尾氏の屋敷跡で

あった。村寺と會所の親縁性<sup>24)</sup>を考えると、あるいは松尾屋敷が門前村の會所の役割を果たしたのかもしれない。

19番薬師堂の位置としては、一応、17番と18番の近くの小字「ヤクシド」があげられる。しかし、ジョーセン地藏(17番)も、ある時期には薬師堂とよばれていた<sup>25)</sup>。さらに、西村の旧會所は「ドウ」とよばれており、光明寺に現存する薬師如来立像は、かつてここにあったともいわれている<sup>26)</sup>。19番札所が、後者のいずれかであった可能性もある。21番北之坊は、両の小字北垣内にあったとの説もあるが<sup>27)</sup>、はっきりした位置は不明である。

なお、札所名不明の3カ所のうち、3番札所については、今のところ比定の手がかりが見出せない。12番札所は、11番と13番の間に存在した、下手村の安養寺<sup>28)</sup>(今の下手公民館)に比定しうる。また、24番札所は、23番浄福寺の境内にあった大師堂<sup>29)</sup>であろう。寺院境内の大師堂が札所とされた例は、27番羽林寺境内の大師堂(28番)にもみられるものである。

### (3) 「新西国」の存立期間

地域的巡礼地の多くは、近世の成立と考えられている。ここでは、限られた史料からではあるが、「新西国三十三所」の存立期間を推定しておきたい。

「新西国」の扁額は、Ⅱ章1節で述べたように、同一個所で統一的に製作された可能性が高い。そして、25枚の扁額のうち22枚の右外枠に、「文久三癸亥年七月吉日(良辰)」の銘が共通してみられる(史料1)<sup>30)</sup>。

ところで、空間体系としての巡礼地は、ひとつの制度と考えることもできる。制度としての巡礼地は、特定の施設が札所とわかるようにしづつけられて、はじめて成立するといえる。それゆえ、札番・札所名が書かれ、札所施設に掲げられた扁額は、「新西国三十三所」制度の成立に不可欠な景観標識 Landscape Marker<sup>31)</sup>と理解できる。こうして、扁額に統一的に記された文久3(1863)年の銘は、「新西国」の設

近村寄進 有之	當村上下	忍辱仙村新助
	并	南都内侍原丁
		若松家信作
		同鳴川町屋
		嘉兵エ
		同突抜町米屋
		善六
		大坂松屋町屋
		新藏
		大平尾村
		西久保弥三郎
		勇治郎
	勘兵エ	
	上セタリン村	
	得成	
	同下村	
	新治郎	
	喜兵エ	
	梅谷村	
	善治郎	
	法用村	
	傳兵エ	
	平清水村	
	萬治郎	
	中ノ川村	
	弥兵エ	
	田良	
	太郎	
	山	
	村	
	兵エ	
	原北	
	村	

發願主淨運 忍辱山 知恩院 報恩院 宝持院	東大寺	白玉菩薩院
	善提山	白玉珠院
	寺	中
	葛城山	一三三上寺
	久米寺	東塔院
	大柳生村	東恒福寺
	當村	藥師寺
	當上村世話人	半右エ門
	宇平治	半兵エ
	善五郎	佐兵エ
	金七	三右エ門
	勇助	作治郎
同下村世話人	石龜	
善右エ門	善七	
真七	善太郎	
助	善太郎	

史料2 (現)神宮寺境内宝篋印塔の施主銘(部分)  
(破線は石の継ぎ目を示す)

立年代を示すと考えられるのである<sup>32)</sup>。

この推定を裏付けるもの、「維文久三龍次癸亥七月廿一日」の銘をもつ、(現)神宮寺境内の宝篋印塔がある。これには、次のような文言が記されている。

秩父三十四箇所  
 坂東三十三箇所  
 西國三十三箇所  
 四國八十八箇所  
 奉拜礼

この塔は、本来、百八十八カ所巡礼塔<sup>33)</sup>としての意味をもつ。ところが、塔の紀年銘は、「新西國」の扁額と同じ文久3(1863)年7月である。また、塔建立の「發願主 淨運」(史料2)は、27番羽林寺の扁額施主「宮狹淨運」(表1)と同一人物とみられる<sup>34)</sup>。さらに、塔には多くの施主銘が刻まれているが、そこにも扁額施主らしき人物が数名みられる(史料2, 表1参照)。それゆえ、この宝篋印塔は、「新西國」の設立とともに建立された可能性が高い<sup>35)</sup>。こうした巡礼塔の存在が、「新西國」の文久3年設立説の有力な支えになるのである。

また、この塔には「當村 藥師寺」という銘が刻まれている(史料2)。「當村」とは、塔の

銘文の文脈(史料2参照)からみて須川村のことであり、この銘は33番札所藥師寺をさすと思われる。そして、札所寺院の名は、これ以外には記されない。それゆえ、この宝篋印塔は、巡礼結願を意味する景観標識として、33番藥師寺におかれたとも考えられる<sup>36)</sup>。後述のように、藥師寺の什物は(現)神宮寺に移されており、この塔が(現)神宮寺にあることの説明はつのである。

なお、九頭神社には、三十三カ所巡礼者が奉納した順礼札<sup>37)</sup>が6枚残されている。これらは、文化6(1809)年~嘉永3(1850)年の銘をもつ。そのうち、文化6年の順礼札には「美濃谷波」とある<sup>38)</sup>。あとの5枚にはいずれも、史料3のように「西國三十(拾)三所」と書かれており、「新西國」の文言は見当らない。それゆえ、これらの順礼札は、おそらく本西國の巡礼者が奉納したものと考えられる。

さて、明治初年の奈良県下は、激しい廃仏毀釈の動きに見舞われた<sup>39)</sup>。明治6(1873)年3月には奈良県に、「無檀無住ノ寺院ヲ廢シ、附屬品賣拂代金ヲ學校費ニ當シム」という布達<sup>40)</sup>が出されている。「新西國」の札所諸寺院につ



史料3 西国三十三所順札

九頭神社所蔵（奈良市教育委員会『奈良市絵画調査報告書（その一）』，1987，57頁より転載）

いても、この時期に、徹底的な統廃合がなされた。札所関連寺院のうち、現存するのは(現)中墓寺、20番光明寺、(現)神宮寺のみであり、あとの寺院はことごとく廃寺となった<sup>41)</sup>。(現)中墓寺は明治5(1872)年に、6番西念寺と13番大念寺の合併という形で8番勝福寺の位置に設けられた<sup>42)</sup>。(現)神宮寺は明治7(1874)年に、27番羽林寺、30番妙蓮寺、31番丸尾寺、33番薬師寺を29番神宮寺に統合し、神宮寺を羽林寺跡に移転する形で設けられた<sup>43)</sup>。

こうした廃仏毀釈によって、札所寺院の多くが廃絶し、「新西国三十三所」は消滅した。「新西国」の設立を文久3(1863)年とすると、この巡礼地の存立期間は、わずか十年余りだったことになるのである。

### Ⅲ. 「新西国三十三所」と村落間結合

#### (1) 巡礼地設立の主体

地域的巡礼地は、特定の個人が発願した場合

でも、発願者が独力で設立できるものではない。設立主体の地位は、発願者に加えて設立に関わったすべての人物、すなわち社会集団に与えられるべきである。この点からみると、「新西国三十三所」設立の主体として、おおよそ4つのレベルの集団が想定される。

まず注目されるのは、扁額25枚中23枚に、「願主 兩邑(村)観音講」の銘が記されていることである(史料1の右外枠参照<sup>44)</sup>)。この扁額が、巡礼地制度の成立に不可欠なものであることは、すでに述べた。それゆえこの事実は、「兩邑観音講」なる集団が、発願者として巡礼地設立に直接関与したことを示すものと考えられる。「兩邑観音講」は、兩村(図2参照)を母体に結成された講集団だと思われるが、今ではその存在を確認することができない。ただ、門前や下手では観音講が現存し、奈良東大寺の二月堂への参拝が行われている<sup>45)</sup>。「兩邑観音講」は、このような二月堂観音講<sup>46)</sup>であったのかもしれない。

しかし、「三十三所」の設立には、「兩邑観音講」に加えて、周辺の村々の合力が不可欠であった。33番薬師寺の扁額裏面には、次のような文言が記されている。

天下泰平國家安隱五穀豐饒祈處  
 狹河須川北邑南之庄其外村々寄進之  
 銘々為先祖代々惣法界諸生靈菩提  
 三界萬靈六親券屬有縁無縁乃至法界  
 平等利益冀二世安樂諸願満足(下線筆者)

そのほか、1番二階堂の扁額にも、ほぼ同じ内容の裏書がみられる。かかる文言が記された扁額は、1番と33番の2枚だけである。このことから、「狹河須川北邑南之庄其外村々」の集団が、扁額33枚をまとめて「寄進」したことがわかる。また、特別な意味がある最初と最後の扁額に、寄進主体の名が記されたことがうかがえる。そして、「狹河須川北邑南之庄」の4カ村は、村名が明記されている点で、「其外村々」とは明確に区別されていたといえる。「狹河須川北邑南之庄」は、「兩邑観音講」を取り込んだ村落結合体(広域的社会集団)であり(図3)、



図3 「狭河須川北邑南之庄」と周囲の村々との結びつき（国土地理院5万分の1地形図「奈良」, 1985）



次節で述べるように、巡礼地設立に大きな役割を果たしたのである。

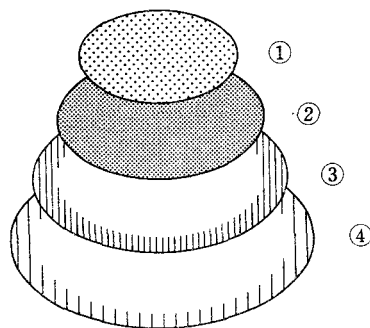
扁額のなかには、施主名に村名が付されたものが6例みられる(表1)。これらはいずれも上記4カ村以外の村であって、「其外村々」の集団を構成する。そのうち、坂原、大畑、當尾下手(北下手村)、中ノ川村、大平尾は、いずれも4カ村に隣接した村である。添下郡南新村は、南都(奈良)近郊に位置する(図3)。

(現)神宮寺の宝篋印塔(Ⅱ章3節参照)にも、「近村寄進 有之」という文言がみられる。この塔の施主名に付された村名から、4カ村の「近村」として、さらに忍辱仙村、上セタリン(誓多林)村、同下(下誓多林)村、梅谷村、法用村、平清水村、大柳生村が付け加わる(史料2参照)。こうしてみると、「狭河須川北邑南之庄」に隣接した大部分の村々が、なんらかの形で「新西国」の設立に加わったことがわかる(図3)。

15番神宮寺の扁額には、施主として、「南都布善兵衛」の銘がある(表1)。さきの宝篋印塔にも、「南都内待原丁 若松家信作」や、「大坂松屋町□□屋 新蔵」などの銘がみられる(史料2)。こうしたことから、南都や大坂の町人までが「新西国」の設立に関わったことがわかる。この塔には、菩提山(正暦寺)や葛城山一言主寺などの遠方の寺院名もみえて興味深い。これらの町人や寺院は、もはや「近村」ではなく、別の集団と考えるべきであろう。

なお、個々の扁額施主(表1参照)は、在地の有力者や僧侶が多かったと思われる。たとえば、4番中夢寺の施主「岡田新八」や、6番西念寺の施主「大西儀平次」は、文政11(1828)年「城和御領下無足人名前帳」<sup>47)</sup>に、それぞれ東村と城戸村の藤堂藩無足人として記載されている<sup>48)</sup>。16番拜殿の施主「佐野玄之進」も、無足人の家系といわれている<sup>49)</sup>。また、15番神宮寺の施主「隆法」は、2番吉水寺の現主であった<sup>50)</sup>。こうした人々が、村(社会集団)を代表して、施主となったものと考えられる。

結果として、「新西国三十三所」設立の主体は、



- ①「兩邑観音講」
- ②「狭河須川北邑南之庄」
- ③「其外村々」および「近村」
- ④ 町人・遠方寺院

図4 巡礼地設立主体の重層構造

4つのレベルに分けて考えることができる。すなわち、①「兩邑観音講」、②「狭河須川北邑南之庄」、③「其外村々」および「近村」、④町人や遠方寺院、である。空間的にみると、これら4つの主体は、図4のような重層構造として捉えることができよう。

## (2) 巡礼地の範域と村落間結合

「新西国三十三所」の札所配置は、1番から33番までが順につながって、ある領域を反時計回りで楕円状に一周するような形状を示している(図2)。見方を変えると、この巡礼地は、1番札所がある東村から33番札所のある須川下手までの村々を、順番につないでいくようにもみえる(図5)。

これらの村々のうち、東村、城戸村、門前村、下手村、中村、上手村、西村、両村は、九頭神社(16番「拜殿」)の氏子であり、「狭川郷八ヶ村」とよばれていた<sup>51)</sup>。そのあとに、北村、南之庄、須川村がつながっていた。すなわち、巡礼地によってつながれた村々は、扁額寄進の核となった「狭河須川北邑南之庄」集団(前節参照)に一致するのである。この点から考えると、これら4カ村の領域は、巡礼地の範域を型どる空間的枠組として機能したといえよう。

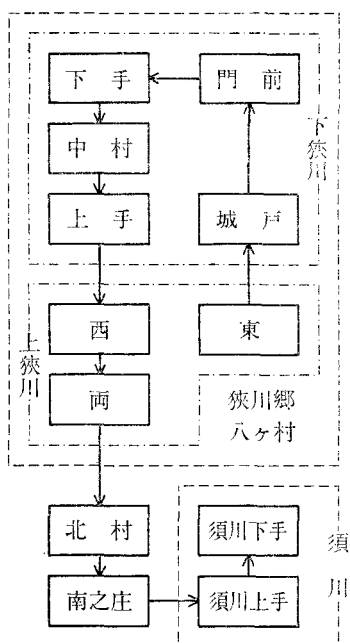


図5 「新西国三十三所」からみた村落間結合

ところで、「新西国」の札所には、4カ村の寺院仏堂がもれなく選定されていた<sup>52)</sup>。そのうち6カ寺は、廃寺後、村の会所（公民館）となっている（Ⅱ章2節参照）。そのほか、18番龍王寺、19番薬師堂、27番羽林寺、30番妙蓮寺、31番丸尾寺は、明治5（1872）年『添上郡諸寺院明細表』<sup>53)</sup>には、いずれも「無住=付総テ村支配=御座候」と書かれている。こうしたことから、札所寺院の多くは、村落のまとまりの紐帯となった、村持ちの「惣堂」<sup>54)</sup>的寺院であったといえる。

吉井敏幸は、大和国の「惣堂」が平安末期頃には成立していたとする<sup>55)</sup>。「新西国」の札所のなかにも、この時期の成立とみなせる寺院がある（図2参照）。たとえば、（現）中墓寺境内の薬師堂（9番）には、平安期のものとみられる薬師如来坐像があり<sup>56)</sup>、南庄公民館（25番小田原寺）には、延久4（1072）年銘をもつ阿弥陀如来坐像がある<sup>57)</sup>。また、30番妙蓮寺跡からは、12世紀後半のものとみられる密教の鎮壇具が出土している<sup>58)</sup>。

このような「惣堂」的寺院が、「新西国三十

三所」では、空間体系として結びつけられていた。この事実も、寺院を維持する村落間の結びつきが「新西国」の背後にあったことを物語っている。こうした村落間結合が、巡礼地の設立には不可欠であった。「狭河須川北邑南之庄」集団は、「新西国三十三所」の範囲の設定という、大きな役割を果たしたと考えられるのである。

### （3）村落間結合の歴史的背景

「新西国」が設立された近世末期の時点で、狭川郷八ヶ村は津（藤堂）藩領、須川村は郡山藩領、北村と南之庄は天領であった<sup>59)</sup>。このように、領主が互いに異なるにもかかわらず、「狭河須川北邑南之庄」の集団が成立しえたことは興味深い。これらの村々が、巡礼地をつくる前から結びついていたという直接の証拠は、今のところ見出せない。しかし、「狭河須川北邑南之庄」が、行政的に分断された近世末期の時点で、巡礼地設立を契機に初めて結びついても考えにくい。むしろ、かかる村落間結合を可能にした、なんらかの歴史的背景があったと考えたい。

まず注目されるのは、これら4カ村の氏神が類似の性格をもつことである。須川村と北村の氏神は、どちらも戸隠神社であり（図2）、境内にはいずれも「九頭大明神」と書かれた石灯籠がある<sup>60)</sup>。これは、狭川郷八ヶ村の氏神九頭神社と同じく、雨または水の神としての「くず神」信仰<sup>61)</sup>に関わる神社である。また、大正5（1916）年『東里村各神社由緒調査書』<sup>62)</sup>によると、南之庄の氏神戸隠神社（図2）は旧称「九龍大明神」であり、「龍神ト称ヘ旱天ノ時雨乞ヲナス忽チ降雨ノ冥助アリ」と記されている。これも、やはり「くず神」にまつわる神社と思われる。

このことに関連して、明治35（1902）年『添上郡祭神由緒調』<sup>63)</sup>の南庄戸隠神社の項には、次のような伝承が記されている。

里老相傳テ曰ク昔在狭川城主筒井氏築城ノトキ支那ヲ此所ニ建テ當社及北村戸隠ノ神

ヲ本城タル狭川ヨリ奉迎シ城廓ノ守護神ト  
ス時ニ天文年間ナリ筒井氏衰テ狭川廢城ト  
ナルニ及テ遂ニ當地ノ氏神ト崇敬スルニ至  
ルト云々（下線筆者）

前稿<sup>64)</sup>で述べたように、14世紀後半から戦国  
期にかけて、狭川郷は土豪狭川氏の本拠地であ  
った。下狭川城には狭川氏が、上狭川城には狭  
川一族の福岡氏が拠った（図2）。そして、狭  
川氏は筒井氏の支配下にあった<sup>65)</sup>。ゆえに前記  
の伝承は、「筒井氏」ではなく狭川氏が、戦国  
期に北村と南之庄を支配していたことを示すも  
のと考えられる。

狭川家所蔵の慶応2（1866）年『和州郷土記  
書抜』<sup>66)</sup>の以下の文言は、この推定をある程度  
裏付けるものである。

福智城主狭川新七助貞（中略）本国讃州之  
人大和ニ来初 添上郡北村ニ住古今此所を應永  
讃岐山ト云  
元年筒井順永法印之命ニより麾下ト成城廓  
造営北村狭川村ニテ領（下線筆者）

狭川氏は讃岐国出身であり、初めは北村に住  
み、その場所を「讃岐山」というと書かれてい  
る。現在の大字北にも「讃岐」なる小字がみら  
れる<sup>67)</sup>ことは興味深い。

さて、戦国期の須川村は、すがわ箕川氏の本拠地であ  
り<sup>68)</sup>、その居城はたかつき高觶城とよばれていた<sup>69)</sup>  
（図2）。この箕川氏と上狭川城の福岡氏との  
間には、縁組があったという伝承がある。須川  
村の氏神戸隠神社の宮座「大座」には、天正3  
（1575）年の「大座永代古記」<sup>70)</sup>なる文書が伝  
わるが、それには次のように記されている。

神拜之儀者高觶之城主大膳之助義正公代家  
中從相勤來候得共其後狭川村福岡之尉ヨリ  
御内宝御入興ニテ為御入ニ付客來多く有之  
候ニ付神拜之儀大座先祖ニ被下置候（下線  
筆者）

文意は、福岡氏との縁組で不如意となった高  
觶城主から、大座が「神拜」の権限を譲り受け  
たというものである。須川には、次のような伝  
承も残されている。狭川九頭神社の宮座「西  
敬神講」に伝わる古面<sup>71)</sup>は、この城主が狭川に  
移住した際に持ち込んだものという伝承であ

る<sup>72)</sup>。真偽はともかく、これらの伝承の存在か  
ら、戦国期には狭川氏の支配が須川村にも及ん  
でいたことがうかがえよう。

なお、巡礼塔建立の発願主「宮狭淨運」（Ⅱ  
章3節参照）は、史料2の記載様式からみて、  
忍辱山円成寺（図3）に関係のある僧と思われ  
る。そして狭川氏は、この円成寺とも深いつな  
がりをもっていた。とくに、史料2にもみられ  
る「知恩院」は、狭川氏出身の栄弘が創建した  
塔頭であり、代々狭川氏の子弟が入寺していた  
のである<sup>73)</sup>。

以上のことから、「狭河須川北邑南之庄」の  
領域は、村切り以前の戦国期における狭川氏の  
支配領域と重なる可能性をもつと考えられる<sup>74)</sup>。  
野崎清孝<sup>75)</sup>は、中世後期の興福寺衆徒・国民の  
勢力圏が、墓郷集団の空間的枠組として存続す  
ることを指摘している。上記4カ村の空間的枠  
組についても、これと同じ文脈で論じうるので  
はないだろうか。

「新西国」の村々において、戦国期の領域支  
配や縁組に関する伝承は、少なくとも明治期ま  
で語り継がれたことが明らかである。このよう  
な伝承の存続は、伝承に関わった村々（社会十  
空間）のまとまりについての意識、すなわち地  
域意識の存続をも意味すると思われる。こうし  
た地域意識が、「狭河須川北邑南之庄」の結  
合の背景にあったのではなからうか。「新西国三  
十三所」は、いわば、社会と空間を統合した歴  
史的地域の遺構として現出したとも解釈される  
のである。

#### IV. おわりに

本稿では、大和国東山中に存在した「新西国  
三十三所」の巡礼地を復原し、設立主体として  
の社会集団と、巡礼地との関わりについて考察  
した。結果として、明らかになったことは以下  
の通りである。

1) 巡礼地の設立は文久3（1863）年であり、  
廃仏毀釈によって、わずか十年余りで消滅した  
と考えられる。

2) 巡礼地の設立主体として、4つのレベル

の社会集団をあげることができる。①「兩邑観音講」、②「狭河須川北邑南之庄」、③「其外村々」および「近村」、④町人や遠方寺院、である。このうち、①が直接の発願者、②が巡礼地領域の設定者、②+③が扁額の寄進者と考えられる。このように、レベルの異なる集団間での役割分担がみられる。

3) 巡礼地の領域は、「狭河須川北邑南之庄」の領域に一致する。これら4カ村が結合して、「新西国」の領域を設定したと考えられる。

4) 「狭河須川北邑南之庄」の領域は、戦国期における土豪狭川氏の支配領域と重なる可能性がある。村落間結合の歴史的背景として、かかる領域支配に由来する地域意識の存続が想定される。

ここでの巡礼地の復原は、きわめて限られた史料に基かざるをえなかった。そのため、巡礼地体系の成立要件としての巡礼路は、復原できなかった。また、巡礼者集団・巡礼行動と巡礼地との関わりも、考察すべき問題である。さらに、「狭河須川北邑南之庄」の結びつきの歴史的背景についても、十分な史料的裏付けがなされたわけではない。これら4カ村の領域は、巨視的には、同じ谷筋に属している(図2, 3)。こうした自然的まとまりが、先述の歴史的背景とは別に、村落間結合の条件となった可能性も否定できない。これらの点が、課題として残されている。

本稿では、社会範疇と空間範疇を明確に区別した。そして、空間体系(制度)としての巡礼地は空間範疇に、主体としての社会集団(村落間結合)は社会範疇に属すると考えた。こうした概念操作の結果、巡礼地研究を、社会・空間関係の問題系のなかに位置づけることが可能となる。逆にいえば本稿は、こうした空間の社会的構築を論じる問題系から巡礼地をみたとき、なしえた実証研究の一例といえることができる。

(東京都立大学理学部)

[注]

1) 新城常三「近世に於る地方霊場の発達—新西国

と新四国—」民俗学研究所紀要(成城大学), 5, 1981, 151~179頁。

2) 田中智彦「愛宕越えと東国の巡礼者—西国巡礼路の復元—」人文地理, 39-6, 1987, 552頁。

3) 前掲2), 田中智彦「石山より逆打と東国の巡礼者—西国巡礼路の復元—」紀要(神戸大学文学部), 15, 1988, 1~23頁, 田中智彦「大坂廻りと東国の巡礼者—西国巡礼路の復元—」歴史地理学, 142, 1988, 1~16頁。

4) 小田匡保「小豆島における写し霊場の成立」人文地理, 36-4, 1984, 347~361頁。

5) Tanaka, H.: 'Geographic Expression of Buddhist Pilgrim Places on Shikoku Island, Japan' *The Canadian Geographer*, 21-2, 1977, pp. 111-132.

6) Tanaka, H.: 'The Evolution of a Pilgrimage as a Spatial-Symbolic System' *The Canadian Geographer*, 25-3, 1981, pp. 240-251.

7) 田中智彦「近畿地方における地域的巡礼地」神戸大学史学年報, 1, 1986, 45~63頁。

8) 前掲1), 175~178頁。

9) 前掲7), 53頁。

10) 町史編さん室「大和国三十三所の札所—観音信仰とミニ霊場—」田原本の歴史, 4, 1985, 131~158頁。

11) 奈良市教育委員会『奈良市絵画調査報告書(その一)』, 1987, 49~57頁には、ジョーセン地藏と上手行者堂のものを除く、22枚の扁額の正面写真が収録されている。また、元興寺文化財研究所『東山中仏教民俗文化財調査概報』奈良県教育委員会, 1989, 11~12頁にも、この扁額についての記載がある。本稿では、すべて現物にあたって、型式や記載事項を確認した。

12) 狭川尋常高等小學校『狭川村風俗誌』, 1916, 奈良県立奈良図書館所蔵(090-3-11), 336頁。

13) 前掲12), 242頁。

14) 聞き取り調査による。

15) 狭川雄作氏(奈良市南半田東町12)所蔵。

16) (現)中墓寺所蔵の、中川善忠氏のノート「郷土研究」(1935年頃)に、「村古老の言によれば、二階堂は三十三番の札所になる筈なりしも、往時の村人、『村の寺なる故』と云ひし為、ならざりしとか」とあるのは奇妙である。これは、「新西国」

- に関して、今までに採集しえた唯一の伝承である。
- 17) 「吉水寺由緒書」〔前掲15〕に、「領邑之氏神狹川村別在之九頭大明神と申候并社僧坊を薬師寺ト申候右吉水寺之末寺」とある。
  - 18) 添上郡役所『東里村各神社由緒調査書』, 1916, 奈良県立奈良図書館所蔵(奈良県行政文書・782)。
  - 19) 戸田英懐『添上郡諸寺院明細表』, 1872, 東大寺図書館所蔵(141-731-2-1, 2)。
  - 20) 札所名として墓の字が嫌われ、代わりによく似た夢の字が当てられたとも考えられる。
  - 21) 『大和國各郡寺院調査ノ件』, 1873, 奈良県立奈良図書館所蔵(明6-A-3)。
  - 22) 聞き取り調査による。
  - 23) 『奈良縣添上郡狹川村是』, 1921, 奈良県立奈良図書館所蔵(318.365-9), 169頁。
  - 24) 原田敏明「会所と部落の宗教」社会と伝承, 1-2, 1956, 33~52頁。
  - 25) 堂内に、「薬師堂地藏大菩薩」と書かれた大正15(1926)年の御詠歌額が掛かっている。また、「郷土研究」〔前掲16〕にも、「ジョーセン地藏=(薬師堂)」と書かれている。
  - 26) 聞き取り調査による。
  - 27) 聞き取り調査による。「郷土研究」〔前掲16〕に、「大字上狹川小字北之坊。昔大寺院ありしといふも寺名不明なり」とあるが、北之坊なる小地名は今では確認できない。
  - 28) 前掲19)。
  - 29) 土井 実「東里地区」(奈良市史編集審議会編『奈良市史 社寺編』吉川弘文館, 1985), 707頁。
  - 30) 18番と19番の扁額は、他と型式がやや異なり、紀年銘は確認できない。また31番の扁額には、「慶應二丙寅年正月良辰」の銘がある。
  - 31) Tanaka, H.: 'On the Geographic Study of Pilgrimage Places' (Bhardwaj, S. M. and Rinschede, G. (eds.): *Pilgrimage in World Religions (Geographia Religionum, Bd. 4)*, Dietrich Reimer Verlag, 1988), pp. 29-31.
  - 32) 以前からあった扁額が、文久3年に新調された可能性がないとはいえない。しかし、どの扁額にも「新調」の文言はみられず、その可能性は薄いと思われる。
  - 33) 百八十八カ所巡礼塔については、次の文献を参照した。新城常三「近世の四国遍路一時代的推移と出自地域一」日本常民文化紀要(成城大学), 5, 1979, 26~33頁。
  - 34) 扁額の施主銘は、各扁額の左外枠に記されている(史料1参照)。
  - 35) 新城常三は、百八十八カ所詣が東国民衆に特有の行事であり、西国民衆にはほとんど無縁であったと述べている(前掲33), 31頁)。
  - 36) 田中博は、宝篋印塔を札所の一景観単位としてあげている(前掲5), p. 121)。
  - 37) 順礼札については、次の文献が参考になる。稲城信子「順礼札からみた西国三十三所信仰」(浅野 清編『西国三十三所霊場寺院の総合的研究』中央公論美術出版, 1990), 173~186頁。
  - 38) 「谷汲」とは、本西国の33番札所、谷汲山華嚴寺のことである。
  - 39) 高橋延定「四条県政期に於ける民衆教化政策について」佛教学研究, 25-1, 1982, 136~139頁。
  - 40) 第卅九號達, 村上專精・辻善之助・鷲尾順敬編『明治維新神佛分離史料 第四卷』名著出版, 1970, 49頁所収。
  - 41) 堺縣社寺係『舊奈良縣廢寺参考 明治七年』, 奈良県立奈良図書館所蔵(明7-A-2)には、14カ所の札所寺院が掲載されている。また、前掲40)の布達を受けて、15番神宮寺と33番薬師寺が、廃寺後それぞれ小学校に転用された(添上郡狹川尋常小学校『沿革誌』, 1900年, 添上郡狹川尋常小学校『沿革誌 第一巻』, いずれも奈良市立相和小学校所蔵)。
  - 42) 奈良縣庶務課社寺係『寺院明細帳 添上郡』, 1892, 奈良県立奈良図書館所蔵(186.165-2-2), 第二十一號。
  - 43) 東里村史編集委員会『東里村史』, 1957, 237頁。
  - 44) 31番の扁額には、「兩邑觀音講中」とあり、「願主」の文言はみられない。
  - 45) 聞き取り調査による。下手村の13番大念寺の扁額裏面には、「觀音講 拾二人組」, 「同講 六人組」と記されている。これは、下手觀音講のことと思われる。
  - 46) 二月堂觀音講については、次の文献を参照。稲城信子「二月堂觀音講」(元興寺文化財研究所編『東大寺二月堂修二会の研究—研究篇』中央公論美術出版, 1979), 147~161頁。
  - 47) 天理市史編纂委員会『天理市史 史料集』, 1958, 54~59頁所収。

- 48) 6番の扁額裏面には、「狭川新左衛門」の名が記されている。この人物も、城戸村における無足人であった(前掲47), 58頁)。
- 49) 聞き取り調査による。「無足人名前帳」(前掲47), 58頁)には、「下手村 佐野新十郎」, 「同村 佐野平七」とある。
- 50) 天保4(1833)年の八幡宮社棟札(九頭神社所蔵)に、「遷宮師 吉水寺現主隆法」とある。吉水寺現主が15番神宮寺の施主となったことは、神宮寺が吉水寺の末寺だった(Ⅱ章2節参照)ことから頷ける。
- 51) 『累世紀事 下』, 上野市立図書館所蔵。
- 52) 寺院仏堂だけでは33カ所を満たせず、会所や神社、行者堂などが札所に組込まれたのであろう。これら諸施設の組みみは、選択的になされている。
- 53) 前掲19)。
- 54) 吉井敏幸「郷社と村落寺社の成立と展開」(元興寺文化財研究所編『中世村落寺社の研究調査報告書』, 1989), 3~5頁。
- 55) 前掲54), 3頁。
- 56) 土井 実「狭川地区」(前掲29)), 713頁。
- 57) 前掲29), 706頁。
- 58) 森 郁夫「奈良市須川町発見の鎮壇具」学叢(京都国立博物館), 9, 1987, 167~175頁。
- 59) 木村 礎校訂『旧高旧領取調帳 近畿編』近藤出版社, 1975, 52~58頁。門前村の個所に「忍辱山寺領」とあるのは誤記と思われる。
- 60) 池田源太「民間信仰」(奈良市史編集審議会編『奈良市史 民俗編』奈良市, 1968), 409頁。
- 61) 池田源太「葛(くず)神」(近畿民俗学会編『大和の民俗』大和タイムス社, 1959), 258~259頁。
- 62) 前掲18)。
- 63) 第一課社寺係『添上郡祭神由緒調』, 1902, 奈良県立奈良図書館所蔵(明34—2A—13)。
- 64) 島津俊之「村落空間の社会地理学的考察—大和高原北部・下狭川を例に—」人文地理, 41—3, 1989, 209~210頁。
- 65) 村田修三「下狭川城」(児玉幸多・坪井清足 監修, 平井 聖・村井益男・村田修三編『日本城郭大系 第10巻 三重・奈良・和歌山』新人物往来社, 1980), 302頁。なお、前掲48)の「狭川新左衛門」は、この狭川氏の子孫である。
- 66) 狭川雄作氏(奈良市南半田東町12)所蔵。
- 67) 池田末則「地名資料」(前掲60)), 549頁。
- 68) 村田修三「須川城」(前掲65)), 304頁。
- 69) 前掲43), 406頁。
- 70) 山本繁雄氏(奈良市須川町3069)所蔵。
- 71) この古面については、次の文献が詳しい。菅居正史「奈良・狭川両西敬神講の仮面」日本美術工芸, 521, 1982, 78~84頁。
- 72) 聞き取り調査による。
- 73) 堀池春峰「中世・日鮮交渉と高麗版藏經—大和・円成寺栄弘と増上寺高麗版—」史林, 43—6, 1960, 921頁。
- 74) 前稿(前掲64), 209~210頁)では、中世後期の福智上庄を須川村に、福智下庄を狭川郷に比定した。しかし、文明10(1478)年「鎌倉夫納分并仕足算用状」(天理図書館保井文庫所蔵)に、「九百文 簀川庄」とあることなどから、須川村の前身は簀川庄であったと思われる。なお、狭川郷や簀川庄の発生については、次の文献が参考になる。田村憲美「大和高原地域における開発と国衙領の構成」日本歴史, 384, 1980, 20~38頁。
- 75) 野崎清孝「奈良盆地における歴史的地域に関する一問題—墓郷集団をめぐって—」人文地理, 25—1, 1973, 1~25頁。

#### 〔付記〕

本稿の要旨は、第33回歴史地理学会大会(1990年5月27日、於金沢大学教育学部)で発表した。本稿作成にあたり、お世話になった多くの方々にお礼申しあげます。

本研究に、平成2年度文部省科学研究費補助金・奨励研究(A)(課題番号02780209)を使用した。

脱稿後、多田暢久「城郭分布と在地構造—戦国期大和東山内の動向—」(村田修三編『中世城郭研究論集』新人物往来社, 1990), 283~317頁を目にした。本稿のⅢ章3節との関連で、教えられる点が多かったことを付言しておきたい。

PILGRIMAGE PLACE SYSTEM AND RURAL COMMUNITIES :  
A CASE STUDY IN JAPAN

Toshiyuki SHIMAZU

Japanese Buddhist pilgrimages consist not only of visiting a single sacred place, but also of circulating among multiple ones. Most popular of the latter are the pilgrimage to 33 places of the Saikoku in the Kinki District, and the pilgrimage to 88 places of the Shikoku on Shikoku Island. In these institutions of pilgrimage, each sacred place called *fudasho*, together with pilgrim paths connecting *fudashos*, constitutes a pilgrimage place system as a whole. Moreover, there are many local pilgrimage place systems, which imitate the original systems of the Saikoku or the Shikoku, in various parts of Japan.

The author tried to reconstruct a local pilgrimage place system on the Yamato Plateau in the Kinki District in the late Edo era, which is called *Shin-Saikoku-33-sho* (new 33 places of the Saikoku), and to examine the relationships between the pilgrimage place system reconstructed and rural communities which are considered to have established the system. Main results can be summarized as follows :

1) It is considered that the *Shin-Saikoku-33-sho* was established in 1863, and continued to exist only for some ten years. Because most Buddhist *fudashos* were destroyed in the early 1870s under the national movement of *Haibutsu-kishaku* which aimed at advocating Shintoism and abolishing Buddhism.

2) Thirty-three sacred *fudashos*, each assigned one of the number 1 to 33, were circularly distributed counterclockwise from the first to 33rd. *Fudashos* were not newly constructed, but existing temples, Shinto shrines and so on. Each *fudasho* had a wooden framed-picture with *fudasho* name and number, which functioned as a landscape marker declaring the site where it exists to be a *fudasho*.

3) Temples and Shinto shrines, regarded as *fudasho*, were the bonds of rural communities in the area of pilgrimage-places. These communities are considered to have established, in cooperation, the pilgrimage place system. Neighboring rural communities, the merchants of Nanto (Nara) and Osaka, and remote temples also participated in the establishment of it.

4) A circular pilgrimage place system implies the presence of an organized area, which sometimes reflects past spatial organization. The area of the *Shin-Saikoku-33-sho*, the author thinks, corresponds to the territory of a medieval lord in the middle of 16th century.